

令和5年度前期技能検定受検上の諸注意 (新型コロナウイルス感染症対応)の廃止について

「令和5年度前期技能検定受検上の諸注意」については、当協会ホームページに掲載しているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが5類感染症に変更されたことに伴い、国の「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」(令和2年5月29日付け厚生労働省参事官(能力評価担当)通知)が廃止されたことから、本ガイドラインを踏まえた「令和5年度前期技能検定受検上の諸注意」は廃止し、新型コロナウイルス感染症への主な対応は以下のとおりとしますので、留意願います。

1. マスクの着用

着用は、個人の判断に委ねることを基本とします。

ただし、感染対策上又は会場のルール等試験実施上の理由などにより、マスク着用をお願いする場合がありますので、マスクの持参にご協力願います。

2. 健康状態等の報告

健康状態等の報告は、不要とします。

受検票裏面の当日の体調に係る「申告書」への記入は不要となりますので、留意願います。

3. その他

感染が急拡大している時期や、重症化リスクの高い方が多い場面など、時期や場面により感染対策を強化する場合がありますことをご理解願います。